

## 新型コロナウイルスの影響により経営環境が悪化した中小事業者等の方へ 令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営環境が悪化し、事業収入が昨年と比較して一定以上減少している中小事業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り**、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

### 申告期限 令和3年2月1日(月) 消印有効

#### 対象となる方(性風俗関連特殊営業を営む者を除く)

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人
- ・従業員数が1,000人以下の個人

※ただし、大企業の子会社等(下記のいずれかの要件に該当する企業)は対象となりません。

- 1.同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2.2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

#### 対象となる固定資産

#### 償却資産及び事業用家屋

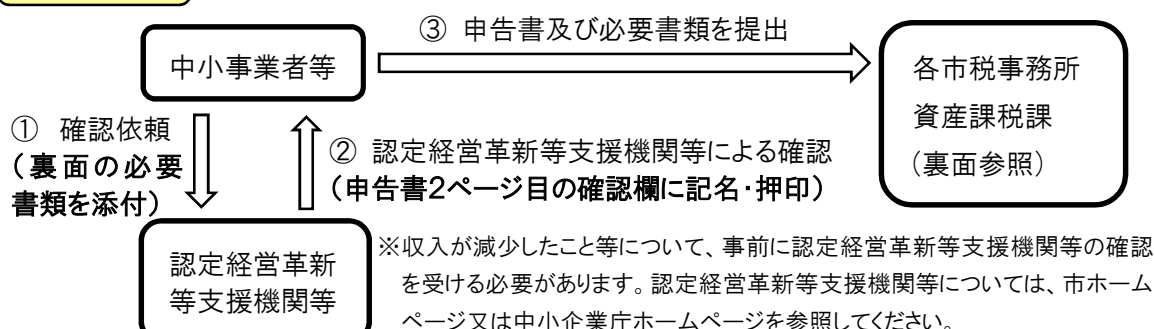
※土地及び非事業用家屋(個人が所有する居住用家屋等)は対象となりません。

#### 要件及び軽減率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	全額

#### 申告の手順



## 申告に必要な書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置に関する申告書  
※事前に認定経営革新等支援機関の確認を受けてください。申告書の様式は、市ホームページ(<https://www.city.saitama.jp/005/004/011/005/p073998.html>)からダウンロードすることができます。
- (2) 認定経営革新等支援機関等に提出した書類の写し
  - ・収入が減少したことを確認できる書類(会計帳簿、青色申告決算書等)
  - ※不動産賃料の猶予により収入が減少した場合、猶予したことを証する書面(覚書等)の提出が必要となります
  - ・特例対象家屋の居住用・事業用割合が確認できるもの(青色申告決算書、収支内訳書等)

## 申告書の提出先(できるだけ郵送による提出にご協力ください)

- ・事業用家屋 資産の所在する区を担当する各市税事務所資産課税課
  - ・償却資産 南部市税事務所資産課税課償却資産係
- ※下の「お問い合わせ先」のとおり。なお、事業用家屋と償却資産の両方を所有している場合は、償却資産の申告と併せて南部市税事務所資産課税課償却資産係へ提出してください。

## お問い合わせ先

### ○事業用家屋に関すること

#### (1) 北部市税事務所資産課税課

〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5 階  
家屋第 1 係(西区・北区・大宮区担当) 電話 048-646-3119  
家屋第 2 係(見沼区・岩槻区担当) 電話 048-646-3120  
FAX 048-646-3164

#### (2) 南部市税事務所資産課税課

〒330-0061 浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 1 階  
家屋第 1 係(中央区・桜区・浦和区担当) 電話 048-829-1572  
家屋第 2 係(南区・緑区担当) 電話 048-829-1573  
FAX 048-829-1916

### ○償却資産に関すること

南部市税事務所資産課税課

〒330-0061 浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 1 階  
償却資産係(全区担当) 電話 048-829-1186  
FAX 048-829-1916

詳しくは、さいたま市ホームページへ

<https://www.city.saitama.jp/>

さいたま市 新型コロナ 固定資産税

検索 